

第 265 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1 かすみがうら市農業委員会告示第 6 号

令和 8 年 6 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 6 号をもって、令和 8 年 6 月 10 日(水)かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 265 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2 総会の日時および場所

令和 8 年 6 月 10 日(水) 午後 2 時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3 出席委員

1 番 石塚 洋二	2 番 麻生 登美子	3 番 豊崎 静代	4 番 中山 峰雄
5 番 佐賀 正治	6 番 井坂 孝雄	7 番 齋藤 務	8 番 廣瀬 栄二
9 番 小倉 達也	10 番 宮本 康子	11 番 岡部 正仁	12 番 矢口 明之
14 番 関 宏幸	15 番 飯田 敬市		

4 欠席委員

13 番 福田 美保

5 説明のため出席した者

事務局長 齋藤 英憲 事務局長補佐 澤田 幸一 係長 松澤 智之
主任 長田 千絵美

6 議事録署名委員

2 番 麻生 登美子 11 番 岡部 正仁

7 議事日程

① 諸般の報告について

② 議事録署名委員について

③ 日程の決定について

④ 報告案件について

報告第17号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第19号 令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

報告第20号 違反転用案件に関する是正措置について

⑤ 議案審議について

議案第24号 農地法第3条の規定による権利の設定・移動の許可について

議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第27号 現況証明願の交付決定について

議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利
用集積等促進計画案の意見の決定について

決議第 1 号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議について

午後 2 時 58 分閉会

事務局長	ただ今の出席委員は 14 名で、会議規則第 7 条の定足数に達しており、総会は成立いたしました。 ただ今から、令和 8 年第 265 回農業委員会総会を開会いたします。 なお、委員会会議規則第 4 条により、13 番 福田 美保委員から欠席届が提出されております。 それでは、会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。
議長	(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、2 番 麻生登美子委員、11 番 岡部正仁委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局の長田主任を指名いたします。
議長	次に、日程の決定について、お諮りします。 ただ今から午後 5 時までとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご異議なしと認め、さよう決しました。
議長	次に、報告 17 号ないし第 19 号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略しまして、質疑に入ります。 報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご意見等ございませんので、報告第 17 号ないし第 19 号案件は、これで終わります。

	りました。水稻を作付けする計画です。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号 1 番および番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番および番号 2 番について、原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番および番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 24 号 2 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 25 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いいたします。
事務局	（事務局朗読）
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
7 番 齋藤 務	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 150m 南西に位置する畑 1 筆になり

	ます。こちらは、第 1 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。また、申請地は第 1 種農地ですが、集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 議案第 25 号について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 25 号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 25 号は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	（事務局朗読）
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
9 番 小倉 達也	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●の●●●●●から約 30m 南西に位置する畑 1 筆になります。

す。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 2 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 350m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 3 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 650m 北西に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 4 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 400m 西に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内であり、令和 8 年 3 月 6 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 5 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 600m 東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、資材置場として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 6 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 700m 北東に位置する畑 1 筆にな

続きまして、番号 2 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 350m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 3 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 650m 北西に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 4 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 400m 西に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内であり、令和 8 年 3 月 6 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 5 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 600m 東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、資材置場として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 6 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 700m 北東に位置する畑 1 筆にな

ります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 7 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 200m 北東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、札所として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 8 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 150m 南に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 3 種農地と判断しました。申請人は、資材置場として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 9 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 200m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号 10 番になります。図面番号 11 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 700m 東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	ただ今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 はじめに、番号 7 番について審議いたします。 1 番 石塚洋二委員が議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により退席をお願いいたします。 ここで、暫時休憩いたします。 (13 番 石塚 洋二委員 退席)
議長	会議を再開いたします。 番号 7 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 7 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 7 番は原案のとおり許可することに決定いたします。 1 番 石塚洋二委員の入室を認めます。 暫時休憩いたします。 (1 番 石塚 洋二委員 入室)
議長	会議を再開いたします。 次に、番号 7 番を除く案件について審議いたします。 番号 1 番ないし番号 6 番、番号 8 番ないし番号 10 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。 それでは、採決いたします。

	以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いいたしますします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。
議長	これより議案審議に入ります。議案審議は、一括にて行います。 番号1番ないし番号3番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番ないし番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号1番ないし番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第27号3件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第28号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見の決定について」を上程いたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	（事務局朗読）
議長	ただ今、議案の説明が終わりました。 はじめに、番号13-1番および番号14-1番について審議いたします。 6番 井坂孝雄委員が議事参与の制限となりますので、会議規則第13条の規定により退席をお願いいたします。 ここで、暫時休憩いたします。 （6番 井坂孝雄委員 退席）

議長	会議を再開いたします。 番号 13-1 番および番号 14-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 13-1 番および番号 14-1 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 13-1 番および番号 14-1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。 6 番 井坂孝雄委員の入室を認めます。 ここで、暫時休憩いたします。 （6 番 井坂孝雄委員 入室）
議長	会議を再開いたします。 次に、番号 13-1 番および番号 14-1 番を除く案件について、審議します。番号 1-1 番ないし番号 12-3 番、番号 15-1 番ないし番号 22-1 番について、ご意見、ご質問等ございませんか。
委員	『支払／決済方法』欄が空欄となっている案件は、どういうことなのでしょうか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	当該空欄箇所につきましては、無償貸借であり、金銭が発生しておりません。
議長	その他、ご意見、ご質問等ございませんか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1-1 番ないし番号 12-3 番、番号 15-1 番ないし番号 22-1 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1-1 番ないし番号 12-3 番、番号 15-1 番ないし番号 22-1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 28 号 24 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に、決議第 1 号「「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議について」を上程いたします。 6 番 井坂会長代理より提案理由の説明をお願いいたします。
6 番 井坂 孝雄	(提案理由の説明)
議長	ただ今、提案理由の説明が終わりました。 この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	今現在、どれぐらいの購読部数でしょうか。
事務局	6 月 1 日現在、農業委員及び農地利用最適化推進委員の購読部数で、22 部です。
議長	その他、ご意見、ご質問等ございませんか。
委員	事務局職員の購読は、どうなのでしょう。
議長	事務局の見解を伺います。
事務局	ご意見としてお伺いさせていただきまして、検討してみたいと思います。
議長	その他、ご意見、ご質問等はございますか。

議長	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・ よろしいですか。それでは採決いたします。 決議第 1 号について、原案のとおり決議することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、決議第 1 号は原案のとおり決定いたします。 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。
議長	来月の総会は、7 月 10 日（金）午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、12 番矢口明之委員、13 番福田美保委員、14 番関宏幸委員です。日時は、7 月 3 日（金）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎小会議室 2 とします。 よろしくお願いいたします。
議長	以上を持ちまして、第 265 回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。 かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。 かすみがうら市農業委員会会長_____飯田 敬市_____ 署 名 委 員_____麻生 登美子_____ 署 名 委 員_____岡部 正仁_____